

事 務 連 絡

平成 3 1 月 1 月 2 4 日

各高齢者介護施設 施設長殿

茨城県保健福祉部健康長寿福祉課

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」等の再周知について

このことについて、平成 30 年 1 月 22 日付け事務連絡により、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室から通知があったのでお知らせいたします。

各施設におかれましては、下記のホームページ及びマニュアルをご参考にインフルエンザの予防啓発及び集団感染の防止対策を徹底するよう改めてお願いいたします。

また、施設内における集団感染の兆候が見られた場合には、管轄の保健所への速やかな報告を併せてお願いいたします。

記

【参考】

○インフルエンザ（総合ページ）

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kan-senshou/infulezna/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kan-senshou/infulezna/index.html)

○高齢者介護施設における感染対策マニュアル掲載場所

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>

<集団発生時の報告の目安>

平成 1 7 年 2 月 2 2 日付け厚生労働省健康局長等通知

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」参照

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 1 0 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

問い合わせ先

茨城県保健福祉部健康長寿福祉課

介護保険指導・監査

TEL 0 2 9 - 3 0 1 - 3 3 4 3

FAX 0 2 9 - 3 0 1 - 3 3 4 8